

第 5 8 号議案

中野区立学童クラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 8 年 6 月 2 9 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

大和学童クラブの位置を改める必要がある。

## 中野区立学童クラブ条例の一部を改正する条例

中野区立学童クラブ条例（平成12年中野区条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表中野区立大和学童クラブの項中「東京都中野区大和町四丁目14番9号」を「東京都中野区若宮三丁目54番7号」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。